

厚生労働省和歌山労働局発表  
令和3年3月30日（火）

担 当	厚生労働省和歌山労働局 職業安定部職業安定課 課長 三谷博己 地方労働市場情報官 内海治香 電話 073(488)1160
--------	---

報道関係者 各位

## 和歌山労働局は

### 和歌山県紀の川市と「雇用対策協定」を締結しました

和歌山労働局（局長 池田 真澄）は、紀の川市（市長 中村 慎司）と相互連携のもと、安定した就業と人材確保を促進するための雇用対策を一体的に推進することを目的に、令和3年3月12日に「紀の川市雇用対策協定」を締結しました。

この協定に基づき、具体的な取り組みを以下のとおり掲げ、雇用・労働環境の改善と就労支援の強化を図ります。

- 1 新卒者等への雇用対策
- 2 移住・定住希望者への雇用対策
- 3 子育て世帯への就職支援
- 4 労働環境の改善支援



和歌山労働局長 池田 真澄



紀の川市長 中村 慎司

# 紀の川市雇用対策協定

紀の川市（以下「市」という。）と和歌山労働局（以下「労働局」という。）は雇用・労働環境の改善に連携して取り組むため、以下のとおり「紀の川市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、市と労働局が相互連携のもと、安定した就業と人材確保を促進するための雇用対策を効果的かつ一体的に推進することを目的とする。

## （取組内容）

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するために、具体的な取組及び実施方法、数値目標を掲げた事業計画を策定し、市及び労働局が共同で設置する運営協議会において検証を行うものとする。

## （要請）

第3条 紀の川市長及び和歌山労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができることとする。

2 紀の川市長及び和歌山労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

## （秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

## （その他）

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意をもって協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

## 附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、紀の川市長及び和歌山労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月12日

紀の川市長

中村 慎司

和歌山労働局長

池田 真澄